

○山武市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年 9 月25日条例第25号

改正

平成29年 6 月21日条例第16号

平成30年 3 月14日条例第 5 号

山武市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第 9 条第 2 項の規定による個人番号の利用及び番号法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 番号法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 番号法第 2 条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 番号法第 2 条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 番号法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第 2 の左欄に掲げる市の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることが

できる場合は、この限りではない。

3 市の執行機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市の機関が番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市の他の機関が提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書の規定は、番号法附則第1条第5号の施行の日から施行する。

附 則 (平成29年6月21日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月14日条例第5号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条)

執行機関	事務
1 市長	山武市重度心身障害者の医療費等助成に関する条例（平成18年山武市条例第85号）による医療費等（以下「重度心身障害者医療費」という。）の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	山武市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成18年山武市条例第83号）による医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料（以下「ひ

	とり親家庭等医療費」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	山武市子ども医療費の助成に関する規則（平成18年山武市規則第76号）による子どもの医療に要する費用（以下「子ども医療費」という。）の助成に関する事務
4 市長	山武市高校生等医療費の助成に関する規則（平成26年山武市規則第26号）による高校生等の医療に要する費用（以下「高校生等医療費」という。）の助成に関する事務

別表第2（第4条）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		子ども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		高校生等医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		子ども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		高校生等医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

		の
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		高校生等医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	高校生等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		子ども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの